

千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例案に寄せられた意見一覧

No.	関係する条文	意見等	自民党県連の考え方
1	-	・基本的には条例の制定に賛成である。 他に同趣旨の意見 2件	県民の歯・口腔の健康づくりの推進のため条例成立に努力して参ります。
2	2	・実施者の主語について、確認した方がよい。	第1条の規定から、基本理念に基づきつつ、県民の歯・口腔の健康づくりの推進する者は、県、歯科医師等、教育関係者、保健医療福祉関係者、県民等となります。
3	4	・(国等との連携協力等)と題し、下記条文等を定める必要性を検討頂きたい。 「県は口腔の健康づくりを効果的に推進するために、国、他の自治体等の連携を図るよう努めるものとする。」	第4条(市町村との連携協力等)については、「県民」の歯・口腔の健康づくりを推進するに当たり、県は、県内市町村としっかりと連携協力していくことが何より重要であり、そのために何らかの規定を置く必要があるとの考えから定められたものです。本条例は、国、他の自治体等との連携を否定するものではない上、必要に応じて国等と連携を図ることは通常のことなので、ご意見のように定めることは要さないと考えています。
4	5	・役割を明記したことで、それぞれの分野の方々が活動しやすくなるだろう。	県民の歯・口腔の健康づくりの推進のため条例成立に努力して参ります。
5	5	・歯科専門職種等の責務のため、第2条の基本理念を活かし、歯・口腔の保健医療サービスという言葉が入ったほうがよいのではないかと。 市町村に協力するように努めなければならない。 →市町村に協力し、歯・口腔の保健医療サービスの推進に努めなければならない。	歯科医師、歯科衛生士等の資格職については、歯科医師法、歯科衛生士法などで、その任務等が規定されています。ご意見については、法の規定との重複等を避けるため、原案のとおりとします。
6	6	・役割を明記したことで、それぞれの分野の方々が活動しやすくなるだろう。	県民の歯・口腔の健康づくりの推進のため是非条例を成立させたいと考えています。

No.	関係する条文	意見等	自民党県連の考え方
7	6	・文章の意味がわかりにくい文章であるため、県民の誰が条例を読んでもわかりやすくしたほうが、趣旨にあうと思われる。 その推進に当たっては、歯・口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。 →その推進にあたっては、他者が行う歯・口腔の健康づくりに関する活動と連携・協力するように努めるものとする。	「連携及び協力」は、「活動」と連携及び協力するのではなく、「他の者」と連携及び協力するという趣旨であるため、原案のとおりとします。
8	7	・歯科医師・歯科衛生士は、生活習慣病予防（特定保健指導）食生活改善指導担当者になることができ、法的に定められた研修を受けた者は、その資格を有している。 歯・口腔の健康づくりには、歯科保健指導を受けられる機会を推進するようにしてほしい。 第七条の二 保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者の歯科健診及び保健指導 →歯科保健指導の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりを推進するよう努めるものとする。	事業者及び保険者にとっては、厚生労働省の指針等から「保健指導」という文言が一般的であり理解しやすいと思われること、また、本条は、事業者及び保険者に対して、広く保健指導の機会を確保する中で、歯・口腔の健康づくりの推進に努めていたきたいという趣旨であり、「歯科保健指導」をも含むものであることから、原案のとおりとします。
9	7	・第七条について 健診や保健指導の機会は、居住している場所の歯科医療機関等で受けられる事が非常に望ましいこととあります。努力義務とはいえ、保険者が健診及び保健指導の機会を確保した場合、被扶養者の健診及び保健指導等は、居住地より離れた歯科医療機関等で実施されることも想定されることから、住民の利便性及び効果的な健診及び保健指導を行う上で疑問が残ります。	ご意見の内容である、今後実施される制度等の運用面での問題については、県及び市町村等関係機関による検討、協議、調整等を通じて対応していくべきものと考えています。

No.	関係する条文	意見等	自民党県連の考え方
10	8	・各関係者が、一層積極的に取り組む姿勢を条文に表すことは必要であることから、以下のような表現方法の変更をもって積極的な取り組みを示すことも検討されたい。 第八条 県民の役割においては「自ら歯・口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする」を「自ら歯・口腔の健康状態を自覚するとともに、健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする」	「歯・口腔の健康状態を自覚する」ことは、「自ら歯・口腔の健康づくりに積極的に取り組む」中のひとつの行動といえるので、改めて記載することは要さないと考えています。
11	9	・各関係者が、一層積極的に取り組む姿勢を条文に表すことは必要であることから、以下のような表現方法の変更をもって積極的な取り組みを示すことも検討されたい。 第九条の4 「又は変更したときは、遅滞なく、これを、公表しなければならない。」を「又は変更したときは、遅滞なく、これを、公表し、周知しなければならない。」	ご意見の内容については、県民等に広く知らせるという点では、「公表」も「周知」も同じ意味があるので、重複することになります。県民等に一定の事項を発表する場合、千葉県条例では、一般的に「公表」を用いていたため、原案のとおりとします。
12	10	・条文に口腔ガン検診等、歯科・口腔領域における悪性腫瘍の予防対策推進を規定する文言あるいは追記が求められる。	本条例は、県の施策の枠組みを示すものであり、歯・口腔の健康づくりに係る個別具体的な施策については、千葉県歯・口腔保健計画の策定等の過程において検討することとしています。ご意見の内容は、個別具体的な施策であるため、原案のとおりとします。
13	10	・第十条の五 「確保及び資質の向上、ならびに育成」と記載されるべきと考える。	「育成」は、「確保及び資質の向上」に含まれているため、原案のとおりとします。
14	10	・第十条の四 「障害」→「障がい」	千葉県条例における表記では、「障害」としています。 例：「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」（平成18年条例52号）など

No.	関係する条文	意見等	自民党県連の考え方
15	10	・適切な歯・口腔の健康づくりとの表現であるが、第2条には、「最適な保健医療サービス」とあるため、配慮を要する者へのという表現を加え、専門的知識・技術を有する歯科専門職種とそれぞれの関係者の連携・協力の推進が必要であるため。 第十条の四 障害を有する者、介護を必要とする者等の適切な歯・口腔の健康づくりに関すること。 →障害を有する者、介護を必要とする者等の配慮を要する者への適切な歯・口腔の健康づくりに関すること。	ご意見の「配慮を要する者」を入れると意味が抽象的になりすぎると思われます。ご意見の趣旨は、「障害を有する者、介護を必要とする者等」でも実質的にカバーできると考えられるため、原案のとおりとします。
16	10	・第十条 学校等におけるフッ化物洗口の普及を明文化 千葉県はフッ化物洗口実施施設数が全国で下位に属し、2008年の全国調査では32位であったことを考慮し今後、県内においてフッ化物洗口の普及を推進するために条例の中での明文化を提案します。	本条例は、県の施策の枠組みを示すものであり、歯・口腔の健康づくりに係る個別具体的な施策については、千葉県歯・口腔保健計画の策定等の過程において検討することとしています。ご意見の内容は、個別具体的な施策であるため、原案のとおりとします。
17	10	・第十条 口腔保健週間（6月4日～10日）、いい歯の日（11月8日～14日）、8020推進週間等の明文化 現在、千葉県でも取り組んでいる状況ではありますが、さらに県民にPRし、千葉県民の意識の高揚を図り、関係機関でも啓発に協力いただくため明文化することを提案します。	本条例は、県の施策の枠組みを示すものであり、ご意見のような既に取り組まれている歯・口腔の健康づくりに係る個別具体的な施策については、千葉県歯・口腔保健計画において定める事項の対象になると考えられるため、原案のとおりとします。
18	11	・サービスを受けようとする者にも適正な負担を求めることは正当かつ妥当な施策であり、例えば下記の条文を、別に定める必要性は検討に値すると考える。 「知事は歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策に基づき行う事業の実施にあたり、そのサービス等を受けるものに対し、適正な負担を求めることができる。」	本条例は、県、県民その他関係者が相互に連携・協力し、歯・口腔の健康づくりのための施策を総合的かつ計画的に推進していくという県の施策の枠組みを提示した条例ですが、県民に何らかの負担又は義務を課すことは考えておりません。

No.	関係する条文	意見等	自民党県連の考え方
19	11	・県が行う施策への協力に係る財政上の措置は、条例案では、県の努力義務となっておりますが、事業の継続性を担保するために、県が財政上の措置を講ずるとする旨を明記してください。	具体的な事業に係る予算措置については、その必要性、妥当性、効率性などが検討された上で、財政状況を踏まえつつ個別に決定せざるをえないため、原案のとおりとします。
20	-	・用語について、「歯・口腔」を「歯・顎・口腔」へ書き換えを提案します。 機能をイメージしやすい顎という言葉を入れることによって咬合（欠損、不正咬合、顎偏位）を含めた健康を意味していると伝えやすいのではないかと。歯科の範囲は歯と口腔だけでなく顎も対象であることを伝える。	ご意見の咬合に関する課題は「歯・口腔」の範囲に含まれると思われますが、県民から見た場合に一般的であるとまでいえないことや用語のわかりやすさなどの点から、原案のとおりとします。
21	-	・第10条にフッ化物応用等のむし歯予防と書かれ、第7条に事業者、従業員の歯科健診の機会を確保と、具体的に書かれていることから、母子保健、成人保健、高齢者保健に関して、もっと具体的に、書かれていてもよいのではないかと。	母子保健、成人保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯・口腔の健康づくりに関する具体的な事項については、千葉県歯・口腔保健計画等の検討対象になるものと考えています。
22	-	・効果的な歯科保健対策の推進として、フッ化物洗口法の推進を具体的に明記していただきたい。	本条例は、県の施策の枠組みを示すものであり、歯・口腔の健康づくりに係る個別具体的な施策については、千葉県歯・口腔保健計画の策定等の過程において検討することとしています。ご意見の内容は、個別具体的な施策であるため、原案のとおりとします。
23	-	・本市では、歯・口腔の健康づくりの推進に係る様々な施策を本市歯科医師会からの提案等を踏まえ、連携・協力をしながら可能な範囲で取り組んでおります。 条例が制定されることにより、本市歯科医師会から主体的に提案されることを踏まえ推進してきた事業に何らかの影響がでるのではないかと懸念をしております。	県は、市町村が行う施策について、それを尊重し、連携協力する立場にありますから、市町村の推進する事業に悪影響を与えることはありません。

No.	関係する条文	意見等	自民党県連の考え方
24	附則 2	・千葉県歯・口腔保健審議会の委員に県民代表(公募)を追加していただきたい。	千葉県歯・口腔保健審議会は、専門的見地から答申等を受ける観点から設置しますので、原案のとおりとします。 なお、千葉県歯・口腔保健計画の策定などにおいては、県民の方々からも意見を聴くこととしています。